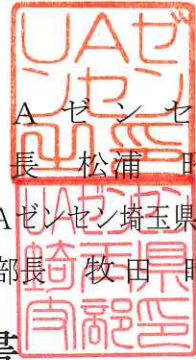


2018年11月27日

埼玉県知事
上田 清司 様

U Aゼンセン
会長 松浦 昭彦
U Aゼンセン埼玉県支部
支部長 牧田 晴充



受動喫煙防止対策を求める要請書

U Aゼンセンは、一人ひとりが人間らしく心豊かに生きていく持続可能な社会を目指し、様々な分野で政策実現活動に取り組んでいます。U Aゼンセン総合サービス部門フードサービス部会は、外食産業の労働組合で構成しており、働く現場における受動喫煙の問題についてかねてより懸念を抱え、その対策に取り組んできております。

労働安全衛生法の改正（2014年6月25日公布）により職場の「受動喫煙防止対策」が事業者の努力義務となりましたが、顧客に相對しながらサービスの提供を行う外食産業などの現場においては、その取り組みが極めて遅れている状況にあり、U Aゼンセンの調査（2017年8月）では、食事を提供する場（従事する店舗）において、働く者の受動喫煙が全体の約6割に上る状況です。

また、I O Cは「たばこのないオリンピック」を目指しており、先の通常国会で健康増進法の改正が成立しましたが、その規制は2008年以降のオリンピック開催都市と比較すると緩い水準にとどまっています。

このような状況を踏まえ、働く立場からの意見・提言として、公正かつ実効性のあ
る受動喫煙対策を実施していただくよう以下2点について要請します

- 働く者の立場から、受動喫煙防止条例の制定を行う。
- 具体的には、食事を提供する場については、原則全面禁煙とする。少なくとも、従業員のいる事業所は禁煙とする。空間分煙（店舗などの飲食スペースを空間的に分ける）についても禁止とする。

（別紙）外食産業における受動喫煙に関するアンケート（概要）

以上